



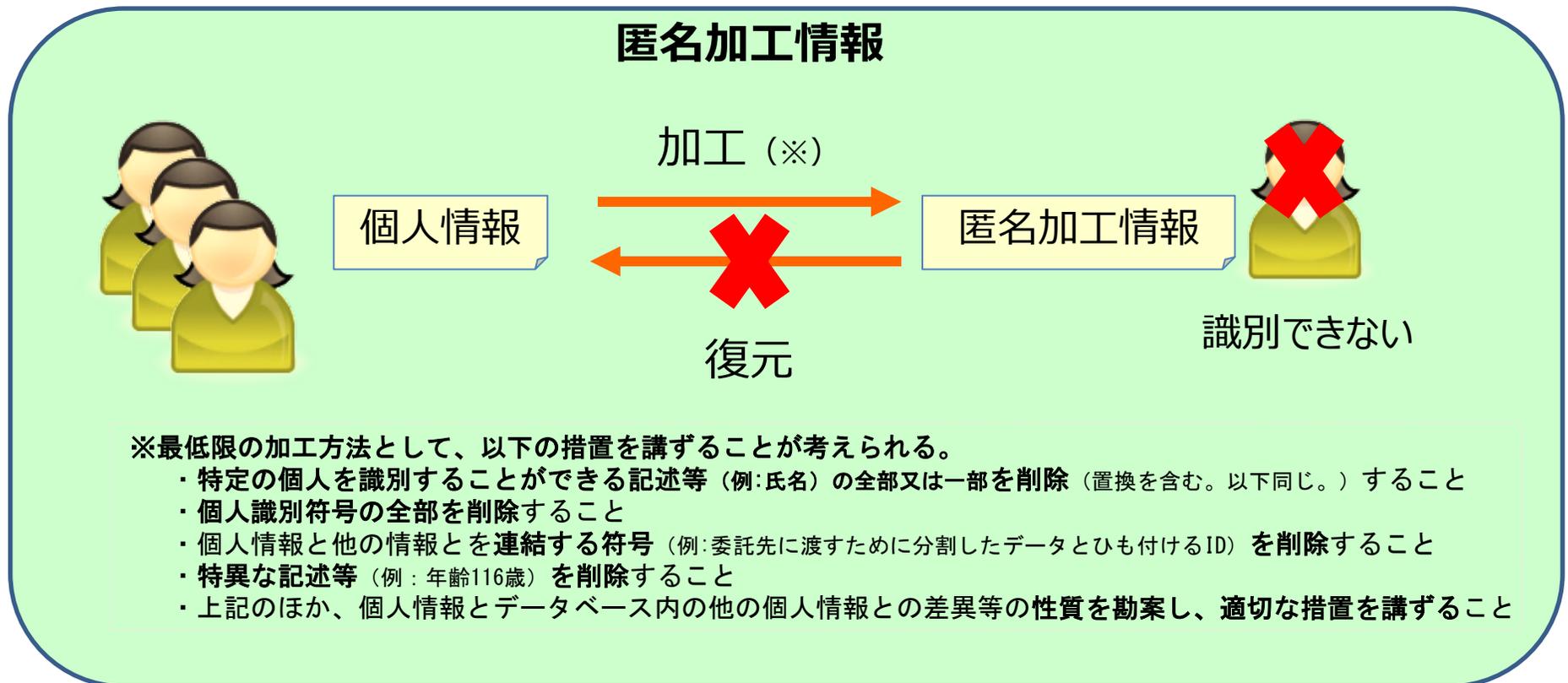
匿名加工情報の加工基準について

平成29年1月31日

個人情報保護委員会事務局

■ 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



■ 匿名加工情報の作成

- 匿名加工情報を作成するためには、個人情報保護委員会が定めた匿名加工情報の作成に関する基準に従って、適切な加工を行う必要
- 委員会が定める基準は最低限の加工方法であり、データの特性やビジネスの様態などを踏まえた具体的な加工方法については認定個人情報保護団体や業界団体などの自主ルールにおいて適切に定められることを期待

匿名加工情報の作成に関する基準

- ①特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ②個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること
- ③個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

1. 個人情報保護委員会規則

○行政機関等個人情報保護法に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する個人情報保護委員会規則として下記について規定することとする。

行政機関等個人情報保護法		主な事項	主な内容
1	非識別加工情報の定義 (法第2条第8項)	➤ 非識別加工情報と照合する他の情報から除かれる情報	・非識別加工情報の作成に用いる個人情報を除かれる情報とする
2	① 提案の募集 (法第44条の4)	➤ 行政機関等による募集の方法	・募集の期間や募集の具体的方法等
	② 提案の方法 (法第44の5第2項及び第3項)	➤ 提案の提出方法	・提案書面への記載事項や添付書類等
	③ 提案の審査基準 (法第44条の7第1項)	➤ 行政機関等非識別加工情報に含まれる本人の数の下限(第2号) ➤ 加工の方法(基準)等(第3号) ➤ 行政機関等非識別加工情報の利用期間(第5号)	・行政機関等非識別加工情報がその用に供される事業内容や欠格事由など法律で明確化されている事項以外に必要な具体的な審査基準等
	④ 審査結果の通知、 契約の締結等 (法第44条7第2項及び第3項、 法第44条の9)	➤ 提案の審査結果の通知や契約の締結等に関する手続	・手続に必要なとなる様式等
3	行政機関等非識別加工情報の作成 (法第44条の10)	➤ 行政機関等非識別加工情報を作成するための加工基準	・特定の個人を識別することができず、かつ、保有個人情報を復元することができないようにするための加工基準
4	安全確保の措置 (法第44条の15)	➤ 行政機関等非識別加工情報等の適切な管理に必要な措置	・削除情報や加工に関する情報等の漏えい防止等の措置の基準

2. 行政機関等非識別加工情報に関するガイドライン

○個人情報保護委員会規則のうち非識別加工情報に関する加工基準及び安全確保の措置等に関する考え方を示すこととする。

○行政機関等非識別加工情報の加工基準及び安全確保の措置等については、**個人情報保護委員会ガイドライン(匿名加工情報編)**に準拠することとする。

■個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（匿名加工情報の作成等）

第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2～6 （略）

■個人情報保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第十九条 法第三十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(1) 特定の個人を識別することができる記述等の削除

- 氏名、住所、生年月日、性別など特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工

想定される加工の事例

【事例1】

氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報的加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

【事例2】

会員ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報加工する場合に次の1、2の措置を講ずる。

- 1) 会員ID、氏名、電話番号を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

(2) 個人識別符号の削除

- 個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、**個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないように加工**

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報保護法施行令(平成15年政令第507号)で定めるもので、次のとおり。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
生体情報(DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋)をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの
- (2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号
旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号

(3) 情報を相互に連結する符号の削除

- 安全管理の観点から取得した個人情報~~を分散管理等しようとするために付されるID等~~は削除又は他の符号への置き換える必要
- 分散管理等のために附番されたIDのほか、電話番号やメールアドレス等をID代わりに利用している場合についても削除等の措置が必要

想定される加工の事例

【事例1】

サービス会員の情報について、氏名等の基本的な情報と購買履歴を分散管理し、それらを管理用IDを付すことにより連結している場合、その管理用IDを削除する。

【事例2】

委託先へ個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用IDを付すことにより元の個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用IDを仮IDに置き換える。

(4) 特異な記述等の削除

- 珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等を削除又は他の記述等への置き換える必要
- 「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない

想定される加工の事例

【事例1】

症例数の極めて少ない病歴を削除する。

【事例2】

年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換える。

(5) 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

- 上述の加工を施した情報であっても、個人情報データベース等の性質により、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態のままである場合にはさらに加工が必要

想定される加工の事例

【事例1】

移動履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報(経度・緯度情報)が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。

【事例2】

ある小売店の購買履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、当該小売店での購入者が極めて限定されている商品の購買履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な商品情報(品番・色)を一般的な商品カテゴリーに置き換える。

【事例3】

小学校の身体検査の情報を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150cm以上」という情報に置き換える。

(参考) 匿名加工情報の加工に係る手法例 (※)

手法名	解説
項目削除／レコード削除 ／セル削除	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の記述等を削除するもの。 例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること(項目削除)、特定の個人の情報を全て削除すること(レコード削除)、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること(セル削除)。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、購買履歴のデータで「きゅうり」を「野菜」に置き換えること。
トップ(ボトム)コーディング	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、80歳以上の数値データを「80歳以上」というデータにまとめること。
マイクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。
データ交換(スワップ)	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報相互に含まれる記述等を(確率的に)入れ替えることとするもの。
ノイズ(誤差)付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報データベース等に含ませることとするもの。

(※) 匿名加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものであり、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではない。